

仙台市旅館業法等の施行に関する規則（昭和六十年仙台市規則第二十六号）新旧対照表

現行	改正後
（浴室内で使用する湯水の水質基準） 第七条 条例第十条第一項第九号の市長が定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準（第一号ハ及びニ並びに第二号ホ及びヘを除く。）によらないことができる。 一 浴槽水及び次号に掲げる湯水以外の湯水（次条において「浴槽水等」という。）は、次の水質基準によること イ 濁度は、五度を超えないこと ロ 全有機炭素(TOC)の量にあつては一リットルにつき八ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること ハ <u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿（かん）菌であつて、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。次条において同じ。）</u>は、一ミリリットルにつき一個を超えないこと ニ レジオネラ属菌は、検出されない（百ミリリットルにつき十cfu未満であることをいう。）こと 二 略 （水質検査の方法）	（浴室内で使用する湯水の水質基準） 第七条 条例第十条第一項第九号の市長が定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準（第一号ハ及びニ並びに第二号ホ及びヘを除く。）によらないことができる。 一 浴槽水及び次号に掲げる湯水以外の湯水（次条において「浴槽水等」という。）は、次の水質基準によること イ 濁度は、五度を超えないこと ロ 全有機炭素(TOC)の量にあつては一リットルにつき八ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること ハ 大腸菌_____ _____は、一ミリリットルにつき一個を超えないこと ニ レジオネラ属菌は、検出されない（百ミリリットルにつき十cfu未満であることをいう。）こと 二 略 （水質検査の方法）

第八条 条例第十条第一項第十号ロ本文の水質検査は、次の表の上欄に掲げる湯水の種類ごとに同表の中欄に掲げる項目について同表の下欄に掲げる方法により行うものとする。

湯水の種類	項目	方法
浴槽水等	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
	全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の量にあつては水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)に規定する方法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法
	大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和三十七年厚生省、建設省令第一号)第六条に規定する方法
	レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法
原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯	略	略

第八条 条例第十条第一項第十号ロ本文の水質検査は、次の表の上欄に掲げる湯水の種類ごとに同表の中欄に掲げる項目について同表の下欄に掲げる方法により行うものとする。

湯水の種類	項目	方法
浴槽水等	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
	全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の量にあつては水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)に規定する方法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法
	大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和三十七年厚生省、建設省令第一号)第六条に規定する方法
	レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法
原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯	略	略

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。